

電子マネーの質的变化と今後の課題

—— 貨幣進化からの考察 ——

Qualitative Change of Electronic Money and Our Future Tasks — A Study from the Monetary Evolution View —

片木 進*
Susumu Katagi

電子マネーの普及が著しい。それに伴い汎用性の増大、携帯電話への搭載、ポイントの電子マネー化等の質的な変化が生じてきている。こうした変化により、電子マネーは着実に現金に近づいているのであろうか。本稿は貨幣進化のうえからこの問題を考えてみる。その結論は、遠ざかっている部分も多いということである。健全な電子マネー発展のため本稿は、電子マネーの現金兌換や法整備、さらには日銀の電子銀行券発行を提言する。

キーワード：電子マネー、ポイント、貨幣進化

I. はじめに

電子マネーとは、IC カードや携帯電話といった電子機器に貨幣情報を載せ、その移転によって決済を終了させるものをいう。

電子マネーは、1995 年に英国で Mondex の実用実験が行われ、米国でもデジキャッシュ社開発の e-cash が発行されたこと等を契機に、各国で実験が行われたが利用者が少ないままに頓挫した。これらはいずれも銀行が主体となり直接的に貨幣のデジタル化を展望したものであった。その後 2000 年ごろより、非接触型 IC カード等の技術革新もあって、再び各国で電子マネーの実用化が図られるようになった。わが国においては 2001 年、ビットワレット社が電子マネー Edy カードを、東日本旅客鉄道が IC 乗車券 Suica を発行開始し、Suica は 2004 年 3 月にキオスク等で購買可能な電子マネー機能を持つようになった。これらのカードの発行主体は銀行ではなく、流通業や鉄道会社であり、これらの事業会社の業務拡張の一環として電子マネーを利用するという点が、1990 年代の電子マネー実験とは大きく異なっている。

わが国のこうした電子マネーは、普及するまでにやはりかなりの時間を要したが 2006 年ごろから急速な発展を遂げているように窺われる。例えば前記 2 社の電子マネー発行枚数（含む携帯電話利用）は 2005 年 4 月の 17 百万枚から 2007 年 3 月には 46 百万枚と急増している。こうした活況をながめ、各地の鉄道会社では IC 乗車券（ICOCA や PiTaPa 等）に電子マネー機能を搭

載し始めているほか、流通業界では新たに（2007年4月予定）スーパー大手2社が独自の電子マネーとしてnanacoとWAONを発行する予定である。

こうした動きは、商業的にはひとつの商用サービスの拡張と捉えることができるが、これを貨幣の面から眺めると、様々な問題を内包しているように思われる。特に最近では、電子マネーにおいて、汎用性の増加、クレジット方式での利用、携帯電話への搭載、ポイントの電子マネー化、実質的な金利付加等の質的な変化が生じており、これらを貨幣の進化の上でどう捉えるべきかは重要な問題である。つまり、もともと電子マネーは小額決済のため、現金（銀行券と硬貨）や小口クレジット支払いを代替することを標榜するものであった。政府や中央銀行がその動向を注視しているのも、最もベーシックな社会基盤である小額決済制度に関わるものだからである。最近の電子マネーにおける質的な変化は、電子マネーが現金に近づいていることを示しているのだろうか、それとも遠ざかっているとみるべきであろうか。本稿はこの点を考察してみる。

第II章では、電子マネーの現金的性質について法的、経済学的に考える。第III章では、電子マネーの最近の質的な変化を海外との比較も含めながら分析し、その問題点を探る。第IV章では、貨幣進化の立場から今後の検討課題を考察してみる。

II. 電子マネーの通貨性

1. 電子マネーとは何か

電子マネーの発行は『前払式証券の規制等に関する法律』（通称、前払式証券規制法、1990年制定）を根拠にしている。これはテレホンカード等のいわゆるプリペイドカードを主対象としたものであり、同法がプリカ法と呼ばれる所以である。従って同法は後の電子マネーの発展を十分予想したものではないが、発行者にとっては、①総理大臣に発行者としての登録をすること、②事前に対価を得て発行すること、③前受金の半額を供託すること、④物品購入や役務提供の代価支払い手段として用い金銭の返済等には使用できないこと、⑤「前払式証券発行協会」（1992年設立）に加盟すること、等実体的な枠組みを提供している。わが国の法律で電子マネーを定義付けている公的なものは唯一、『外国為替及び外国貿易法』である。その第6条1項7号（1998年の法改正で規定）では電子マネーを「証券、電子機器その他の物により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者相互間での支払いのために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る）」と定義している。ここでいう「通貨」とは現金（法貨、銀行券と硬貨）のことであり、また「政令で定めたもの」はまだ存在しない。

それでは限りなく現金に近いものかと言えば必ずしもそうではない。一方で『紙幣類似証券取締法』（1906年制定）があり、銀行券に類似するものは処罰の対象になるからである。すなわち第1条は「一様ノ形式ヲ具ヘ箇々ノ取引ニ基カシテ金額ヲ定メ多数ニ発行シタル証券ニシテ紙

幣類似ノ作用ヲ為スモノト認ムルトキハ財務大臣ニ於テ其ノ発行及流通ヲ禁止スルコトヲ得」としている。この法は、紙幣類似証券を事前的に定義したものではなく、あくまで事件が発生して事後的に認定するものである。このため定義的にどのようなものがそれにあたるか、幾度となく議論がなされてきた。電子マネーとの関連では旧大蔵省銀行局に設けられた「プリペイド・カード研究会」¹⁾の議論が参考になる。研究会では、①何にでも、②何処でも、③誰でも、利用できることが同法の取締り対象の要件であり、これら3つの要件のいずれかが欠けている支払い手段は、同法の取締りの対象にはならないとの見方が示されている。逆に、これらの3つの要件を兼ね備えたものが紙幣ないし紙幣類似のものということができる。具体的には「何にでも」とは、汎用性の程度が家計の消費活動の相当部分をカバーすること、「何処でも」とは多数の店舗で利用でき場所の制約がないもの、「誰でも」とは譲渡が禁止されておらず本人確認が行えないもの、との補足説明がなされており、電子マネーの現金性を考えるとき極めて有用な判断である²⁾。

法律を離れては、電子マネーを定義する試みは多数行われている。公的なものとして同じく旧大蔵省銀行局に設置された「第2次マネ懇(電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会)」(1998年)が挙げられる。そこでは、「利用者から受け入れられる資金に応じて発行される電磁的記録を利用者間で接受し、あるいは更新することによって決済が行われる仕組み、またはその電磁的記録自体」と定義し、更にこのうち「利用者からの請求に応じ発行見合い資金の払い戻しを約しているもの」を通貨性の強い狭義の電子マネーとした。つまり法貨への兌換を約した兌換電子マネーというべきものを狭義の電子マネーと呼んでいる³⁾。これは全世界で最も深く電子マネーを考察したEUの現行の法的定義に極めて似通っている。すなわちEUの『電子マネー規制法(指令2000/46/EC)』1条は、「電子マネーとは、①電子装置に貯められ、②発行される貨幣価値以上の資金の受領に対して発行され、③発行者以外の利用者によって支払手段として受け入れられるもので、発行者に対する債権を表象する貨幣的価値のあるもの」と定義し、発行者の義務のひとつとして「額面による資金の返還」を謳っている。この義務は欧州中央銀行の強い要請により、後から付け加えられたものである⁴⁾。つまりEUでは極めて通貨性の高いものを定義として採用していることとなる。

2.現金(法貨)とは何か

前項では電子マネーが現金(法貨)を強く意識していることがわかった。それでは次に「現金(法貨)」とは何かということを考えてみよう。

『日本銀行法』46条は「日本銀行が発行する銀行券は法貨として無制限に通用する」と規定しており、また『通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律』7条は、政府が発行する貨幣(硬貨)は「額面価格の二十倍までを限り法貨として通用する」と規定している。しかし「法貨」が何を意味するかは明確に定義したものはない。ただ民法402条は「債権の目的物が金銭であると

きは……特約がない限り債務者がその選択に従って各種の通貨をもって弁済しうる」と規定している。つまり強制通用力を持ったものとして規定しており、弁済方法は当事者の契約の自由に委ねられるが、当事者がそれを定めなかった場合に有効とされる。旧民法 463 条は「金銭ヲ目的トセル債務ニ於イテハ債務者ハ其選択ヲ以テ金若シクハ銀ノ国貨又ハ強制通用ノ紙幣ヲ与ヘテ債務ヲ免ル」とはっきり紙幣に強制通用力があることを規定していた。戦後は改正されこの条文がなくなったため、現民法では強制通用力を排除する当事者間の合意も有効であると解されている。

厳密な法律論を離れて、通貨ないし法貨 (legal tender, fiat money) をどのように定義するかは 3 種類の見方があるように思われる。第 1 は貨幣国定説 (State theory of money) と呼ばれるもので、貨幣論で権威のある Mann の『Legal Aspect of Money』はこの説に従い「通貨とは国家によって任命された当局によって交換手段として発行される動産 (chattel)」と定義している。第 2 は社会的貨幣説 (Societary theory of money) と呼ばれるもので、同じく権威のある Nussbaum の『Money in the Law』では「通貨とは社会が通貨として機能することを望むもの」と定義している。この場合の通貨は国家が法貨を制定しようがしまいが、社会の信認が得られたものが何でも通貨となりうる、との考え方である。第 3 は機関的貨幣説 (Institutional theory of money) と呼ばれるもので、「通貨とはそれを総合的に管理しその価値が維持されると信用できる機関が発行するもの」と定義する⁵⁾。これらの 3 つの説は条件さえ満たせば何でも通貨になりうるという意味で、通貨の十分条件といってよいものである。さて、第 3 の機関的貨幣説である。この機関は通常中央銀行が担っており、決済制度のウオッチと物価の安定を重要な任務としてしているところである。この機関は必ずしも中央銀行である必要はなく、時には政府であったり民間機関であることもありえよう。例えば香港では民間銀行が銀行券を発行しているが、要はその機関が国民の目から見て透明性をもっており、信用に値するかどうかということである。つまりこの機関説は、貨幣国定説とは異なり、国家の役割は通貨を法定するのではなくその価値を適切に維持するところにある。また社会的貨幣説とは異なり、通貨は一般的な受領性を持つと社会が推定するから通用するのではなく、機関が努力する姿をみて安心するから通用するのである。筆者はこの機関的貨幣説に賛成するものである。次項ではこの説に立って電子マネーの通貨性を検討したい。

最後に現金 (法貨) の性質を考えてみよう。この性質を考えるに当たっては、学界ではなお十分整理されていないきらいがあるが、①機能、②属性、③効果の 3 つに分けて考えてみてはどうかと思う。第 1 に機能面では、現金は通貨のコアであるので当然のことながら価値尺度、支払手段、価値保蔵手段の 3 つをあわせ持つ。第 2 に属性面では、決済完了性 (finality)、転々流通性 (transferability)、匿名性 (anonymous)、利用簡便性 (simplicity) を有している。電子マネーの現金性を議論する場合は、この 4 つの属性が備わっているかが特に重要である。第 3 の効果面は、現金を使用する際の具体的な効果であり、強制通用力を持つこと、利子につかないこと、時効がないことの 3 つを挙げることができよう。強制通用力は前記のとおり、わが国では完全に

法的に裏打ちされたものではないが、中央銀行への信認をもとに受け取り拒否をしないとの社会通念がある。例えば、タクシー運賃の支払いに1万円札を出しておつりを要求しても運転手は拒否できるが、コンビニに行って両替するなどの努力が双方の側に起きるのであろう。利子がつかないことは転々流通性の側面から出てきた効果で、保有者が確定しない限り物理的に利子のつけようがない、ということになる。歴史上は証紙を貼ってマイナス利子をつける（戦前のドイツや米

国でのスタンプ貨幣等）といった事例はないわけではないが特殊例に過ぎない。時効がないことも歴史的には銀行券にとって重要な

表1 現金〔法貨〕の性質

条件	切り口	備える性質
必要条件	機能面	①価値尺度、②支払手段、③価値保蔵手段
	属性面	①決済完了性、②転々流通性、③匿名性、④利用簡便性
	効果面	①強制通用力、②無利子、③時効がない
十分条件	機関的貨幣説	通貨ではなく発行機関に対する信認が基礎

性質である。そもそも銀行券は16世紀のオランダや英国で小切手から発生したものであった。小切手には当然に時効があるが、これに伴う多数のトラブルを処理するため時効裁判所が作られたほどであった。銀行券はこの時効対象から外された特別の小切手である。現に日本銀行の発行する銀行券も時効はなく、すでに通用停止となっている戦後の壱円札、拾円札なども現代において額面どおり通用することには変わりはない。

以上のような現金の性質は、現金が現金たるものとしての必要条件であると考えることができる。他方、前記に描いた機関的貨幣説は十分条件を形成する。現金は必要条件を充たしただけで十全に流通するものではなく、発行機関が社会から十分な信認を得て初めて受け入れられるものとなる。

Ⅲ. 電子マネーの最近の質的变化

1. 電子マネーの分類

まず最初に、わが国に現在どのような電子マネーが存在するかということを見ておこう。表2はハード（カード、パソコン、携帯電話）とソフト（プリペイド、

表2 日本の主要な電子マネー（コアの型、方式）

	プリペイド方式	ポストペイ方式
カード型 (ICカード)	Edy, Suica, PASUMO, ICOCA, WAON, nanaco	PiTaPa VISA-TOUCH Paypass、 eL10
パソコン型 (インターネット)	Webmoney, BitCash Degi-coin, ちょコム, NET-CASH,	—
携帯電話型 (おサイフケータイ)	モバイルEdy, モバイルSuica カード型はほぼすべて	iD、 QUICPay、 Smartplus カード型はほぼすべて

ポストペイ)の面から電子マネーを分類したものである。もっともこの分類はあくまで便宜的な

ものであり、実際にはカードや携帯電話であってもインターネット上で利用できたり、プリペイド方式であってもクレジットカードで事前の資金入金を行って利用する方法が付加的サービスとしてとられている。従ってこの表は基本とする仕組み（あるいは出資的仕組み）と理解されるべきである。この表をあらかじめ現金性の観点からざっと眺めてみると、匿名性はいずれのタイプも備えているもののポストペイ方式は決済完了性が備わっておらず、またパソコン型はどこにでも持ち歩けるわけではない点で利用簡便性が低い。また携帯電話型のもは利用者側の機器に負う部分もあるため、充電状況や電波の届かないところでの入金不備など利用簡便性に難点がある。この点ではプリペイド方式のカード型が相対的に現金に近く、典型的な電子マネーと捉えてよいであろう。なお、いずれのものも貨幣価値自体の転々流通性は備えていない。

実際の電子マネーの仕組みを「Edy カード利用約款」⁶⁾で見てみよう。貨幣制度の側面から注目される点は次のとおりである。ここでは、①円を単位とすること、②金額上限を設けていること、③端末に表示された時に決済は完了すること、④現金兌換は行わないこと、⑤個人情報以外のものを情報収集することがありえること、等を定めている。

- ①（2条、定義）エディとは、ビットワレットの仕様により、貨幣価値を電子的方法で電子情報に置き換え、Edy カードを媒体としてのみ蓄積、使用される円を単位とする電子的価値（電子マネー）でA社（筆者注、銀行等のバリュ発行元）が所定の方式で利用者に発行するもの。
- ②（5、6条、金額限度）Edy カード1枚に蓄積できる金額は5万円を上限とし、1回に購入できる金額は2万5千円相当を限度とする。
- ③（7条、支払い）エディ店舗端末に支払いが完了した旨の表示がなされた時に、利用者のEdy カードから加盟店のエディ店舗端末に対するエディの移転が完了し、これにより当該エディと同額の金銭を引き渡したのと同様の効果を生じるものとする。商品等に瑕疵、欠陥があってもA社は何の責任も負わないものとする。
- ④（12、16条、換金）エディの換金はA社が特に認める場合を除き行えない。但しA社が社会情勢の変化等や都合によりエディの取り扱いを全面的に終了することがあり、その場合は利用者はエディの換金を申し出ることができる。換金を行う場合は利用者は所定の手数料をA社に支払うものとする。
- ⑤（13条、情報の収集）A社は利用者の個人情報の収集を行わない。但し、利用者個人を特定することなく、加盟店等よりEdy カードならびにエディの使用履歴、その他これに準ずる情報の提供を受け、エディシステムの管理運営上必要な範囲で利用するものとする。

最近の電子マネーの普及は急速であり、その過程で様々な質的变化が生じている。そもそも電子マネーの実体をどう捉えるかによってその評価は異なることとなる。第1に電子マネーは単なる電子財布であるので、商業サービスの一環としてどのようなものを付加しようと自由であるべきとの見方ができる。第2に電子マネーは決済システムの変革の中に位置付けられるが、ひとつ

の決済サービスであってちょうどトラベラーズチェックを電子化したようなものとの見方ができる。第3に電子マネーはIT革命を背景に貨幣を電子化（デジタル財化）しようとする重要な意味を持っており貨幣進化のワンステップであるとの見方ができる。ここでは第3の見方に立って電子マネーの通貨性や現金性を検討してみよう。なお、ここではカード型と携帯電話型のものを主たる検討対象にする。なぜならインターネット型のは基本的にパソコン手段があって初めて利用可能なもので、現金の手軽さを欠いているからである。この点カード型等は店舗での利用のほかインターネットでの利用も可能となっている。

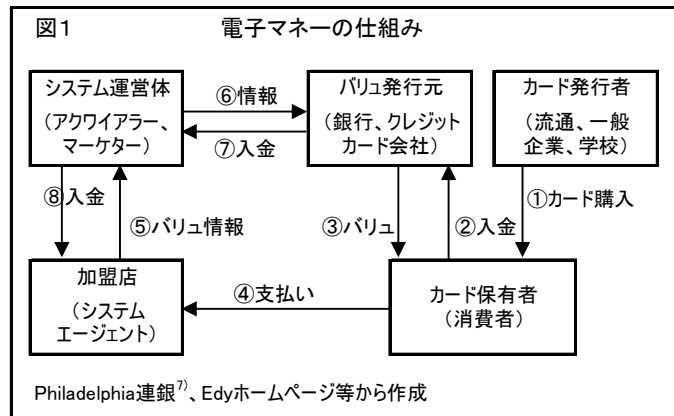
2.日本の最近の変化

a.汎用性の急増

システム運営会社（ビットワレット社や東日本旅客鉄道等）はいずれも加盟店獲得に努力してきた結果、07年3月ではEdyとSuica・Pasumoの3社で6万2千店もの利用可能店舗を持つに至っている。加えてスーパー・コンビニでは端末機の相互利用や共用端

末の設置が計画されており、実現すれば飛躍的に使用区域が広がることとなる。

さて、これらのカードの現金性を見てみよう。第1に機能面である。価値尺度としては、これらのカードはいずれもバリュが現金と同様の「円」で表示されることから、現金と同一視され易いが、後述するように正確にはEdy円、Suica円と称せられるべきものである。将来的には各種円の間で交換レートが生じる可能性がある。また現在、消費税に端数が出たような場合は現金払いの場合は切り捨てを行っているが、将来的には電子マネー支払いの場合端数をそのまま残すこともありえよう。それは現金の円ではなくEdy円だから可能なことである。次に支払手段としては、「何にでも、何処でも、誰でも」という観点から検討する必要がある。「何にでも、何処でも」とは汎用性の程度が家計の消費活動の大部分を占めることをいうが、物品・サービスの購入においては生活の殆どを賄える程度に広がったといえることができる。また一部のコンビニでは電子マネーを利用して公共料金の支払いや年金保険料、地方税（固定資産税、自動車税等）の納入等も可能になっている。しかし、わが国の電子マネーはプリカ法に規定するとおり、物品等への支払いを前提としており、バリュ移転による借入金の返済や資金送金などには使用できない。なお、「誰でも（使える）」についてはカード取得に年齢等の制限はなく譲渡も可能なので保たれている



が、Suica については外国人の購入に対してはクレジットカード提示が求められ、限定的なものとなっているようである。最後に価値保蔵手段であるが、この機能はまだ明確ではない。そもそも電子マネーカードは最大蓄積額が 5 万円とまだ低く、貯蓄に利用するには何枚も集める必要がある。将来、カードを積極的に収集する誘引が働いたり、カード自体が売買の対象になったりすると、この価値保蔵としての役割が明確になる。第 2 に属性面である。決済完了性については、電子マネーの場合、「端末が完了表示」を行った時と規定しており、この瞬間に完了したとみなされる。また匿名性や利用簡便性（カードの持ち運び易さやチャージの簡便性等）は電子マネーの最大の魅力であり、十分備えているとみることができよう。しかし、転々流通性は有していない。つまりいわゆるクローズドループ型に属しており、バリュの受け取り者は必ずそれをバリュ発行元に返還し、自らが別の支払いに充てることはできない。以上のように必要条件是部分的に欠けるものがあるにしても、電子マネーはかなり現金の性質を備えてきているものと言えよう。

次に十分条件を充たしているかどうかを考察してみる。図 1 は Edy システムを一般化したかたちで表したものである。これはシステム運営体のビットワレット社も述べるように、カード発行者とバリュ発行元を分離しているところに重要な意味がある。この点が 1990 年代の電子マネー実用実験と異なるところで、カード発行者は自らデザインするカード（身分証、ポイントカード等）にバリュを搭載し、バリュの管理は運営体に委ねるという形をとる。これが電子マネーとしての Edy の急速な普及につながっているわけである。しかしこれを前記の機関的貨幣説の立場から眺めれば、少し疑問の余地が湧いてくる。すなわち、カード所持者からはこのシステムを誰が管理しているか全く見えてこないからである。カード発行者かシステム運営体か。実際のところバリュの発行元（『前払式証券規制法』の対象）は銀行やクレジットカード会社であることをどれだけの利用者が理解しているであろうか。システム運営体は業務的にはアクワイアラーとして資金回収の面で行動するが、アクワイアラーという用語自体利用者のどれ程が理解しているだろうか。システム運営体はこのシステムを総合的に管理し、バリュ発行元や運営体の業務内容や経理状態をオープンにする必要がある。こうした透明性こそが電子マネー信頼の第一歩となるものである。この点、Suica 等鉄道会社発行のものは、システム運営体、バリュ発行元、カード発行者の関係が一体となっており、責任関係が明確であるが、鉄道部門と購買カード部門の分離開示等の問題が課題として残されているように思われる。

b. ポイントの電子マネー化

顧客囲い込み戦略の重要なツールとしてポイントサービス (Loyalty program、Frequent flyer program<FFP>) は益々隆盛を極めている。ポイントの法的な性格をどうみるかについては、販売店に対する利用者の上乗せされた価格分の預け金とみる見方⁸⁾もないではないが、有効期限があることや利用した時点で初めて利益を得るところから、贈与とみなすのが適当であろう。税務面でも、法人名義のカードを使用した場合従業員が個人的に享受するポイントやマイルのメリッ

トをどう扱うか、以前は明確でなかったが、2003年10月の国税庁通達により、企業から従業員への「贈与による一時所得」との判断が示された。ポイントを巡っては、①ポイント同士の交換が盛んに行われておりそれを業務とする者も出てきたこと、②多数の企業で共通ポイント（ネットマイル、Tポイント、Gポイント等）を利用する動きが活発であること、③ポイントやマイルそのものを通貨で売買する仕組みが出てきたこと、④ポイントをより汎用性のある電子マネーに交換する動きが見られること、等が最近の変化である。ここでは④についてそのインプリケーションを考察してみる。

全日空は2003年6月からマイルをEdyに交換できるサービス（1万マイル=1万円）を始めた。すかさず日本航空もSuicaへの交換を開始し、現在ではEdyには20社、Suicaには7社のポイントが交換可能となっている。このポイントの電子マネー化は貨幣制度の上からは興味深い内容を有している。第1に、景品や自社製品への交換とは異なり、ポイントが現金性の極めて高いものに変換されることである。ポイントカードはこれまでのところ、電子マネーとは異なり『前払式証票規制法』の適用を受けていないが、このように現金性が付与されることが前提となると、電子マネーに準じた取り扱いを考える必要がある。そもそもポイントの会計処理については、コミットメントの形でオフバランス処理している企業も多いようである。米国の航空会社を買収される際多量のマイルが隠し債務として存在し問題となったように、ポイントについての透明性を高める工夫をすべき時期に来ているように思われる。

第2に、汎用性が高まりポイントの利用範囲が格段に増大することである。そもそもポイントサービスは自社の商品をリピートして購入するという顧客囲い込みの手段として講じられたものであるが、現実には他へのポイント、更には電子マネーへの変換により、本来の目的を果たさなくなってきたことは皮肉と言わざるをえない。例えばライバル企業に対抗しスイッチングコストを高めてつなぎ止めたつもりが、電子マネー変換によりライバル企業への移行を容易にするといったことが生じている⁹⁾。第3に、ポイントの価値表示が転換することである。すなわち、ポイントは独自の価値単位を付する場合が多く、マイル、ポイント、枚等の名称が用いられている。ポイント相互の交換に当ってはそれぞれの交換レートがつくので（例えばヤフー2000ポイント=JAL1000マイル）、通貨制度的見方をすればA社ポイント、B社ポイントといった名称が用いられているのに等しい。つまり国際通貨制度の上で香港ドル、カナダドルといったふうと同じドルでも呼称は異なるのと同じである。なぜ円表示としないのかは、ポイントの柔軟性を増すため、実際にポイント交換レートが日々変化することを思えば合理的な考え方であろう。一方、電子マネーではすべて価値単位を「円」にしている。従って、ポイントの電子マネー交換が行われた段階で、価値表示も変換されたことになる。

第4に、ポイントの有効期限に関する問題である。マイルやポイントは原則として有効期限を有している。たとえば航空会社のマイルは「取得した年の翌々年末（最長3年）」としていると

ころが多い。ところが電子マネーは有効期限を持っていない。従ってここではポイントの電子マネー変換によって有効期限も撤廃された形となる。こうしたことから最近では、ポイントの有効期限そのものを延長したり無期限に変更したりする傾向が見られる。電子マネーを債務とみなした場合（日本では明確ではないが、EU 法では債務<claim>として規定）、その時効はどのように考えればよいであろうか。民法や商法では5～10年で権利は消滅するがその適用はありうるか、またその場合時効起算日はどう考えればよいか。銀行券はもともと「時効のない小切手」としてスタートしており、日本銀行券は「無制限に通用する」との文言のなかに時効のないことを見てとれる。この点、無制限使用が規定されていない電子マネーはあいまいなままとなっている。

c. 電子マネーへの実質的な金利付加

事業会社の電子マネー発行はヒートアップしており、巷間「電子マネー戦争」との声も聞かれるほどである。各社とも顧客獲得に注力しているが、そのひとつに電子マネー自体のポイント制度がある。例えばこれを Edy (Edy バックサービス) でみると、Edy ではかなりの店舗で利用金額の10%をポイント (Edy ギフト) として受け取ることができる。この受け取りには若干の制約があり、60日以内の受け取り期間を過ぎると無効、受け取り場所はパソコン・携帯のほか特定の店舗の専用端末となっている。いずれにしてもこれは金利に近いものである。現金も、店舗によっては現金払いすると商品を割り引くケースはまま見られるところである。しかしそれは当該店のサービスとして行っているわけであり、現金の発行元 (日本銀行と政府) が付加しているわけではない。現金は極めて流動性の高いものとして付利されないのが原則である。この点からは、電子マネーは現金から遠のきつつあるのかも知れない。

d. クレジット方式やモバイル型の電子マネー

電子マネーにはプリペイド方式のほかポストペイ方式のものがある。米国のクレジットカード会社である Visa や Master カード社は、当初よりポストペイ方式のカードを発行しており、QUIC Pay や eLio のほか鉄道会社も PiTaPa などを発行している。このカードはクレジットカードそのものにほかならない。すなわちすでに所有しているクレジットカード (親カード) 契約を締結している顧客に対して新たな IC カードが (子カード) 発行される。この子カードは16桁の特別のID番号を内蔵しておりこれが本人確認の手段となる。実際に店舗で支払を行う際にはクレジットカードのようにサインや信用照会を必要とせず、電子マネーとして使用される。クレジットカード会社には金額とID情報が伝達され、親カードの決済指定日に預金口座から資金が引き落とされる。これを通貨の立場からみると、店舗に対する匿名性は守られるが、クレジットカード会社には全ての情報が伝達されプリペイド方式に比べても秘匿性はかなり低下する。また最終決済も銀行口座からの資金引き落としまで確定せず、決済完了性も損なった形となっている。本カードはクレジットカードであるので商品に瑕疵があったような場合、クレジットカード会社への支払を拒むことができるかどうかという、いわゆる抗弁権の接続 (割賦販売法30条の4) の問題

が発生する。一般的には、クレジットカード会社と加盟店の契約が債権譲渡型であれば利用者はカード会社に抗弁できるが、立替払型の場合は加盟店の有する代金債権とカード会社に対する請求権は別のものとなるので、抗弁の接続は認められないと解釈されている。この面からポストペイ型の電子マネーの利用約款をみると、立替払型の契約にしているか、包括的に「加盟店との間で発生した問題には一切責任を負わない」旨の規定が多く、利用者にとっては不利なかたちとなっていることは注意を要する。以上のように、この方式はカード会社、加盟店舗、利用者、更にはブランド会社等との複雑な契約関係からなっており、またそれに伴う法律問題発生も予想されるため、現金に比べ利用簡便性という点で劣後している。

最近、一層注目される動きは携帯電話の電子マネー、いわゆるモバイルペイメントである。これは携帯電話に非接触型の IC を搭載し、携帯電話をかざすだけで決済できるシステムのもので、NTT ドコモとソニーが開発した。NTT ドコモは「おサイフケータイ」と銘打って 2004 年 7 月からサービスを開始、その後 KDDI やソフトバンクも NTT ドコモとライセンス契約を結び同一の名前で商品化している。搭載している電子マネーは Edy や Suica のほか iD のように携帯電話専用に開発されたものもあり、現在ではその発展性に期待してほぼ全ての電子マネーがモバイルペイメントとして利用されるに至っている。この型は利用者の機器に負う部分が大きいため、充電不良や電波の届かない場所での入金不能など、利用簡便性にやや難がある。このシステムの特長はオンラインチャージというところにあり、携帯電話の電波を利用して電子マネーが事前にチャージされる。そしてその多くはクレジットカード利用によりチャージされ、銀行口座からのチャージはクレジットカードを所有できない未成年者等が中心となっている。この点からは本仕組みはプリペイド方式の電子マネーであり、完全に後払いのポストペイ方式とは基本的に異なっている（ポストペイ方式のモバイルペイメントは特約として締結されることが多い）。このオンラインチャージ方式は通貨面から見るといくつかの問題を孕んでいるように思われる。まず、クレジットカードの汎用性が増すということである。クレジットカードは本来その加盟店でなければ使用できないが、これを電子マネー化することによって非加盟の店舗でもモバイルペイメントが可能な店舗であれば自由に使えることとなる。ここではクレジットの電子マネー化が生じ店舗がチェックすべき個人の信用状態等とは無関係のものとなっている。次にクレジットカードのポイント付加の問題である。オンラインチャージするとクレジットカード会社は概ね 1000 円につき 1 ポイントの割合でポイントを付加している。そしてこのポイントは Edy の 5 円相当に交換できる。つまり 5 万円の Edy をクレジットカードからオンラインチャージすれば別途の手続きが必要であるにせよ 5 万 250 円の電子マネーとして取得できることとなる。このためこの仕組みを利用して電子マネーを金券ショップで売却し利鞘を稼ぐ動きも見られるようである。これは電子マネーに利子を付けたのと同じ効果があり、前項で述べた電子マネー自身のポイント付加とあわせ、現金性を低下させるものとなっている。

e.偽造の発生

最近いくつかの電子マネーに関する犯罪が発生している。2006年6月にはインターネット型の電子マネーNET CASHにおいて貨幣価値そのものであるID(16桁の英数字)が盗まれ不正使用された。また2007年2月にはコンビニにおいてEdyの不正チャージが行われ、電子マネーに対し初めて刑法18条の2の「支払用カード電磁的記録に関する罪」が適用された。共に極めて単純な方法で実行しており、利用者に不安を抱かせるものとなっている。そもそも電子マネーの偽造防止策についてはブラックボックスのまま、暗号方式も含めそれをチェックする公的仕組みもとられていない。この点、銀行券は極めて強固な偽造防止策がとられ、それを利用者に公表している。例えば現行の銀行券については、深凹版印刷、すかし、ホログラム、特殊発行インク、潜像模様、マイクロ文字等が用いられている。また『通貨及証券模造取締法』や『すき入紙製造取締法』はこうしたものを法的に担保している。国民は、1万円札の福沢諭吉の顔と左肩の3本のバーの透かしをみて、安心して銀行券を使用しているのである。それでも近年、偽造券が出回りその対応に苦慮しているのが実情である。現在のところ電子マネーの偽造防止システム(不正使用防止システム)は現金に及んでいないように思われる。公的機関も入って早急な対応が望まれるところである。

3.海外の電子マネー

海外には様々な電子マネーが出現しており、今後の動向を占う上で有用である。

第1に、個人から個人に価値の移転する電子マネーが存在することである。前記のとおりわが国の電子マネーは物品購入や役務提供の代価支払い手段としてのみ用いられ、単なる資金移動は予定していない。米国の銀行系のReloadable Cardと呼ばれる電子マネー(Visa Buxxカード等)は支払のためというよりは資金移動を主目的としている。例えば国内においてthe Unbankedと呼ばれる預金口座を所有していない者に送金する場合にこのカードを利用する。仕向人は銀行に送金を依頼し、銀行は被仕向人に対し電子マネーカードを手交する。また仕向人はインターネットを通じ自分のカードから友人のカードに電子マネーを送ることもできる¹⁰⁾。その他の国においてもノルウエイのBuypassがカード型の電子マネーで、ロシアのPaycashやノルウエイのPayezx、Contopronto、シンガポールのeNETS等がインターネット上で個人間の資金移転を認めている¹¹⁾。

第2に、上限金額が高額か制限を定めない電子マネーが散見されることである。各国の状況を見るとカードで200~500ドル、インターネットで500~1000ドルに設定しているものが多い。わが国でもEdy(5万円<420ドル>)、Suica(2万円<170ドル>)等となっており、慎重な取り扱い姿勢がみられる。こうした中で、海外では、カードについてはノルウエイのBuypassが2,500ドル、イタリアのKalibraやCartaChiaraが3,000ドル強、インドのOrientalBankやIDBIBank

発行のものが 20,000~25,000 ドルの上限設定をしている。インターネット型については米国の Visa が 5,000~10,000 ドル、Master が 5,000 ドルの設定を行っているほか、ロシアの Paycash は制限を定めていない¹²⁾。カードやインターネットでの利用上限は各国で引上げられたり無制限になってきているようである。英国の法定最高額も当初の 250 ポンドから 1,000 ポンド<2,000 ドル>に引上げられた¹³⁾。

第3に、海外での利用や通貨交換の仕組みをそなえた電子マネーが見られることである。上記の米国の銀行系 Reloadable Card は海外送金用に使用されるウエイトが高まっている。Visa 等のブランド会社は海外の子会社を通じ、外国において電子マネーを発行（通貨コンバートを含む）する仕組みを有している。こうした海外送金利用は租税回避やマネーロンダリングの温床となる可能性があり、注目される場所である。電子マネーカードそのものを国外に持ち出し使用するためには、カードの読み取り装置の仕様が同一である必要がある。欧米各国ではこれが可能である。特に EU はもともと PASSPORT RULE を有しており、ある国で発行が認められた電子マネーは EU のどの国でも許可不要で発行できるため、クロスボーダーの利用は当然の前提となっている。日本の非接触 IC はソニーが開発した Felica を使っているが、欧米ではフィリップス社が開発した Mifare を採用しているものが多い。そのため読み取り装置に互換性がなく、日本のカードや携帯電話の電子マネーは欧米では使えないという事情にある。現在メーカーにより、この二つの非接触 IC チップを 1 枚に搭載する技術を開発中で、実現すれば日本の電子マネーの海外利用が技術的には可能となる。

IV. 今後の検討課題

前章では最近の電子マネーの質的变化の状況をみてきたが、貨幣進化の上からは電子マネーが現金に近づいている面がある一方、遠ざかっている面もあるといえる。電子マネーが多数の店舗で使用可能となっており家計の消費生活をかなりの程度賄うことができる形となってきたことは、現金性が増しているといえる。また海外にまで視野を広げれば、個人から個人への資金移動を付与する動きがみられるほか、国外での使用、他通貨へのコンバートなどは現金性を身につけた証左であろう。他方、クレジット方式の利用は通貨の決済完了性や匿名性、無時効性を損なうもので、携帯電話によるいわゆるモバイルペイメントも利用簡便性にやや難がある。またポイントの電子マネー化や電子マネー自身のポイントは一種の金利であり、通貨に付利する形となるが、将来転々流通することまで展望した場合、システムをかなり複雑なものとする可能性がある。このような質的变化はいずれも通貨から遠く動きであるといえよう。以下ではこうしたことを念頭に置きつつ、貨幣進化の面からの今後の課題について考察してみたい。

1.通貨の価値尺度機能の維持

電子マネーの価値単位は決して一様ではない。Edy や Suica は「円」という呼称を用いているがこれは正しくは「Edy 円」「Suica 円」と呼称されるべきである。電子マネーの価値との交換が始まったポイントは更に顕著で「ポイント、マイル、枚、クレジット」などが使われているが、これらの間にはすでにコンバートシステムが構築されており、ここでは正しく「ANA マイル、Edy ポイント」等の名前が冠されている。つまり電子マネーの数、ポイントシステムの数だけ「通貨単位」が存在すると考えるべきであろう。

実際に、現金の価値単位以上の機能をもたせた電子マネーも存在する。例えば米国の DEC 社が開発したインターネット上の電子マネー MilliCent は、最低単位を 10 分の 1 ドルとし、ニュースや雑誌の記事単位の購入やソフトの従量制課金に効果を発揮している。更にはインターネットゲーム内で発行される通貨が現実の通貨と交換される例もある。世界最大のメタバース（インターネット上の仮想空間）である米国のセカンドライフは、バーチャルのリンデンドル（L\$）という呼称の通貨を仮想空間の中で発行しているが、2005 年に現実の米ドルとの交換を開始した。利用者は空間外において米ドルでリンデンドルを購入し仮想空間の中でゲームに使用する。逆に仮想空間内で得たリンデンドルは米ドルと交換できる。ここではリンデンドルがひとつの通貨として現実の世界で機能している。

世界の中央銀行が現在最も関心を抱いているのが、多種類の価値単位の発生である。次項で見ると、電子マネーの競争が起これば顧客獲得競争が始まると、マネー間に価値格差が生じ交換市場ができてくることは十分予想される。そうなるともはや「円」という呼称では呼ばれず、A 円、B 円等の価値単位が林立することとなる。これはちょうど米国の Free Banking 時代（1830～1863 年）に各種銀行券に交換レートがつき、これを統一するために努力が払われたことを想起させる。

1 国に多種類の価値単位が林立することは歓迎すべきこととする考えもないではなく、その最たるものとして Hayek の Denationalization の理論が挙げられるが、今日の中央銀行制度の下では社会に不便さや混乱をもたらすだけであろう。すなわち、機関的貨幣説の立場に立つと、通貨を発行している機関の信用こそが重要であるが、現在の各国の中央銀行は近年の努力の結果、透明性や説明責任を果たす仕組みが十分組み込まれており、他の民間機関がなかなか対抗できないものとなっている。従って多種類の価値単位を林立させない工夫こそ大切であろう。そのためには、電子マネーに額面の法貨兌換義務を課す必要がある。ECB が電子マネーに関する EU 指令に「legally obliged to redeem at value」を盛り込ませたのも価値単位林立による社会の混乱を恐れてのことであったと思われる¹⁴⁾。

2. 電子マネーの秩序ある発行

昨今の日本の電子マネー発行状況をみると、かなり熱がこもったものとなっている。

今後益々競争激化するかどうかは2つの金融的要素から見る必要がある。第1は、現在求められている供託金の足枷である。『前払式証票規制法』13条では毎年3月、9月の時点で発行電子マネーの未使用残高が10百万円を超える場合、当該額の2分の1以上を発行保証金として供託（安全性の高い有価証券、銀行保証も可）することを義務つけている。これは発行会社が倒産したような場合、保障原資として使用するものである。この供託金50%は発行会社にとっては大きな負担である。発行会社の主たる収益は加盟店舗からの手数料とフロート（未使用残高）の運用益にあるが、後者の半額が固定化すると、端末設置コストをいずれ賄えない可能性がある。この発行保証金の引下げ要請が出てくることは十分考えられるところで、仮に実現すれば更に電子マネー発行が過熱するかもしれない。このことはわが国のフリーバンキング時代、すなわち国立銀行に自由に銀行券を発行させていた時代の教訓を思い出させる。明治初期、政府は太政官札発行の失敗等から米国流の国法銀行制度をわが国に導入し、幣制の正常化を図ることとなった。そこで政府は1872年に準備金を60%に設定して銀行券を発行しうる国立銀行設立を募ったところ、わずか4行しか設立されなかった。これを打開するため5年後にこれを20%に引き下げ改めて公募したところ、希望者が殺到し全国各地に国立銀行があふれる形となった。政府は結局153行の国立銀行設立をもって停止、ひいては国立銀行制度の廃止や日本銀行の設立に繋がる動きになった¹⁵⁾。第2は、今後の金利動向である。わが国では2005年頃まで電子マネーの発行が低調であった背景のひとつにゼロ金利政策による資金運用難があった。前記のとおり残された半額のコストさえ十分な収益をもたらさなかったのである。これが今後金利の正常化に向かえば発行インセンティブを増すこととなろう。こうした先行きの予測を踏まえて、過当競争に陥らないような秩序ある電子マネーの発行が望まれる。

3. 法律の改正や制定

1990年代後半、電子マネーの規制については大きく2つの考え方が発生した。電子マネーに関する法整備を行うことこそが革新を促すことになる、というのがEUの考え方であった。米国は逆に何も規制せずwait and seeのスタンスこそ競争と革新の原動力となるとの立場であった。日本はこの中間に位置するもので既存の『前払式証票規制法』（プリカ法）の援用により時間を稼ぐ方法をとった。このプリカ法はプリペイドの言葉どおり、まさに事前の資金入金を前提とし、昨今のクレジットの利用、各種サービスの付加、金利類似の行為等を予想していない。最近になって一部の国では従来の法に電子マネーに関する規定を盛り込んだり（香港、マレーシア）、新法を作る動き（EU各国、韓国、ロシア）が見られる。例えば韓国の『電子金融取引法』（2006年4月公布）をみると、電子マネーを「移転可能な金銭的価値が電子的媒体に貯蔵された情報で

あって、①購入できる商品や役務に制限がないこと、②発行体により現金や預金に兌換されうること、③発行額が受け入れ額を上回らないこと、等の条件を充たしたものと規定されている¹⁶⁾。

わが国では、現行の『前払式証票規制法』の改正か、新法の制定により電子マネーを現実に即した形で法制化することが検討されてきた。しかし未だに具体化していないのが実情である。その理由は規制することで自由な革新を阻害しないほうがよい、というところにあるが、逆に EU や香港等の状況をみれば規制してこそ発展する、といった面もある。すでに見てきたように 2007 年より電子マネーの発行は一層激化しており、今こそ法制化に踏み切る時期のように思われる。

4. 電子銀行券発行の検討

決済システムおよび貨幣システムは進化している。その原動力は決済に伴う取引費用の削減であり、人類はこれまでいろいろな工夫をこらしてきた。モノやサービスを決済するには様々なコストがかかる。それらは例えば、固定費用、運営費用、情報収集費用、管理費用（偽造防止、価値維持）等である。有史以前は長期にわたりバーターシステムを利用したが、これはいわゆる「欲望の二重の一致」（運営費用）を完遂させたり、交換される物品の品定めをする必要（情報収集費用）などコストの高いものであった。そこで人類はアリストテレスが記述するようにマネタリーシステムを発明した。そこで使用される貨幣は、「自分で使用するためではなく、また自分で使用しようと思っている他の当事者に譲り渡すためでもなく、それを中間商品として受け取る用意がある他の仲介者に譲り渡すために使用する中間商品」である¹⁷⁾。貨幣については、価値あるものを直接譲り渡すやり方（物品貨幣、金属貨幣）のほか、価値あるものは一定場所に保管しておきその所有権のみを移転するやり方（紙券貨幣、銀行貨幣）の2つが発明された。これらがどのような費用構成から成り立っているかを筆者独自の感覚で考察してみたのが表3である。例えば金（金貨）は固定費用（素材）としては大きい、相手の信用状態などを調べる必要のない情報収

表3 決済・貨幣システムの進化

決済システム	決済名称	決済手段	決済媒体	固定費用	運営費用	情報収集費用	管理費用
バーターシステム	物々交換	直接交換	なし	—	極大	極大	—
マネタリーシステム	物品貨幣	物品価値	米、牛、布、塩、貝	極大	大	中	大
	金属貨幣	金属価値	金、銀、銅、金貨、銀貨、銅貨	大	中	極小	小
	紙券貨幣	紙券価値	中央銀行券、政府紙幣	小	小	極小	中
	銀行貨幣	預金価値	小切手、TC、クレジットカード、デビットカード、EFT	大	中	中	中
	電子貨幣	電子価値	ICカード、インターネット	大	小	極小	小
アカウントティングシステム	Eバーター	直接交換	なし	小	小	小	—
	資産交換	資産価値	あらゆる金融資産	小	小	小	中

集費用の小さいものである。銀行券は紙という安価な素材を使用し、匿名性という形で相手の情報を捨象し、運営費もかからない優れた貨幣であるが、偽造防止や価値維持という管理費用がかかる点で劣っている。こうした決済システム・貨幣システムの進化の中で現在普及しはじめている電子マネーがどういう位置づけを持つのかはまだ明確でない。単なる電子財布でもありうるし次に述べるような電子貨幣の重要なステップかも知れない。

貨幣進化の面からは、現行の電子マネーとは離れて電子貨幣を創造していく理由は十分ある。第1に情報の技術革新により、可能なものはすべてデジタル財化していくことである。すでに音、色、においなどはデジタル化を果たしており、人類の発明品である鍵やチケット、貨幣などもそうになっていく技術的要因がある。ユビキタス社会が到来する中で一人貨幣だけがアナログ財として身を守ることは許されない。第2に表3にあるように決済システムの上からはマネタリーシステムは近い将来終焉を遂げアカウントシステムに一举に移行するかもしれない、ということである。人類は極めてコスト高のバーターシステムをやめ、マネタリーシステムを産み出した。しかしそこでは中間品としてのみ使用されそれ自体は使用の目的物ではない無駄な挟雑物・貨幣を使用することとなる。それならばいっそ、挟雑物を取り除いたバーターシステムに復帰したほうがよいというのがこのシステムである。すでにインターネットの世界では盛んに物々交換が行われているが、古代のバーターシステムでは極めて高価だった運営費（欲望の二重の一致）は技術革新により安価なものに転じている。従って新しいE-バーターシステムでは物々交換システムの構築費用くらいのコストに抑えられる。完全なE-バーターシステムは無理としても資産交換システムは可能とみる学者は少なくない。そこでは貨幣という特別の中間財を創ることなく、あらゆる金融資産が支払いの対象物となる。つまり商品を売却したものは相手先からその価値相当分の金融資産を受け取ることとなる。こうしたアカウントシステムが実現し、中心的な決済システムになっていくかどうかについては賛否両論がある¹⁸⁾。例えば、Goodhart¹⁹⁾は社会が複雑化すればするだけプライバシー保持のニーズは高まってくるとして、匿名性のあるマネーの魅力は動かし難いとしている。筆者はこの意見に与するものであるが、そうならば電子貨幣、更に具体的には電子銀行券を中央銀行の積極的な関与のもとで創っていくことが考えられよう。ここでいう電子銀行券とは、現行の電子マネーのような電子財布まがいのものではなく、明確に銀行券をデジタル化する意図で作られたものであり、銀行券の持つ基本的な性質（匿名性、強制通用力、時効がない等）を完全に継承するものである。

世界の中央銀行の中では、かつてフィンランド中央銀行が自ら電子マネーを発行したことがある。すなわち1992年にフィンランド銀行は全額出資のAVANT Finland Ltd.を設立、Avantという電子マネーを発行した。しかし普及しないままに経営が立ち行かなくなり、1995年にAUTOMATIA Ltd.に経営権を売却し、1997年からは民間の電子マネーAVANTを発行している。

日本銀行が電子銀行券を発行するとなった場合、技術的な安全性を確保することはもちろんで

あるが、社会の信認を得るためにゆっくりとした歩みで導入していくことが考えられる。当初はリアルな銀行券との100%兌換を保証した兌換電子銀行券として発行し、銀行券、貨幣(コイン)、電子銀行券の3者を並行通用させることが実際的であろう。電子銀行券に当初から無制限通用を規定することは無理がある。社会がそれを受容するまでは、現行の貨幣と同じく制限法貨として一定額までの通用に止めるべきであろう。機関的貨幣説の立場からは更に電子銀行券発行に対する発行機関としての信認が必要となる。量的にいくら発行され、どういった場所で使用され、どういった使われ方をしているかを調査・公表し、社会の理解が十分進むかたちで定着を図っていくことが肝要であろう。

V、おわりに

電子マネーについては様々な見方ができる。商業の立場からは顧客チャネルの増大であったり、顧客囲い込み戦略や電子商取引のツールであったりする。こうした面からは電子マネーの競争的な発行により今後の一層の発展が期待される。他方、貨幣進化の立場にたてば、電子マネーは決済システムの効率化、とりわけ現金や小口カード決済を代替するものに他ならない。この面からは最近の電子マネーは現金に近づいているのだろうか、それとも遠ざかっているのだろうか。本稿では最近の電子マネーの質的变化に焦点をあてその現金性を検証してみた。その結論は、近づいている部分もあれば遠ざかっている部分もあるということである。その過程で、電子マネーの汎用性の増大、ポイントの電子マネー化、電子マネーへの実質的な金利付加、携帯電話型のオンラインチャージ方式、クレジットカードや携帯電話への搭載等について、問題点を指摘した。しかしこれはあくまで貨幣進化の立場からみた理解であって、商取引の発展とは議論を異にしていることに注意する必要がある。第4章では今後の課題として通貨の価値尺度機能の維持や法律の制定、更には電子銀行券の発行の検討に言及したが、これは現在の電子マネーの発展状況がその域に達してきていると考えたからにはほかならない。また、貨幣進化の上では、前回の失敗の轍を踏まないようにとの思いもある。即ち、われわれ人類は決済システムについて20世紀初頭、金から紙への大転換を図ったが、その過程で激しいデフレやインフレ、恐慌、二度の世界大戦等を引き起こしている。次回に紙から電子に移行する際には失敗の繰り返しは許されない。そのためにも電子マネーについて一層の議論が行われることが必要である。

引用文献、注

- 1)大蔵省銀行局内プリペイドカード研究会(編)『プリペイドカードの手引き』、シーメディア、1990、P28
- 2)『紙幣類似証券取締法』は「証券」を対象としているので、電子マネーは仮に紙幣類似のものであっても処罰されないとの解釈は成り立つが、ここではその裏にある保護法益まで遡って考えている。
- 3)杉浦宣彦・片岡義広、金融庁金融研究研修センター、ディスカッションペーパー、2003、P38

- 4)M.Krueger,"E-money regulation in the EU",『E-Money and Payment System Review』2002,P241
- 5)Sainz de Vicuna、「21世紀における通貨の概念」、日本銀行金融研究所 DP、No.2004-J-25、2004、PP5-6
- 6)am/pm ジャパン HP (ホーム>サービス>電子マネーEdy>利用約款)の「Edy カード利用約款」
- 7)J.Cheney&S.Rhine,"Prepaid Cards: An Important Innovation in Financial Services", Federal Reserve Bank of Philadelphia, July 2006,P9
- 8)米山秀隆、「デフレ克服の手段としてのコミュニティマネーの可能性」Economic Review、2004、p68
- 9)ポイントが本来の役目を果たさなくなっているとの分析は、小本恵照「進歩するポイントカードとその将来性」(ニッセイ基礎研 REPORT、2007年2月)がある。
- 10)J.Cheney, "Prepaid Card Models: A Study of Diversity", FRB Philadelphia DP, March 2005, P61
- 11)BIS, "Survey of development in electronic money and internet and mobile payments", March 2004. PP2-3
- 12)ibid, PP183-193
- 13)Financial Services Authority, "Regulation of Electronic Money Issuer", April 2003
- 14)ECB, "Issues arising from the emergence of electronic money",Nov,2000. P55
- 15)明石照男・鈴木憲久、『日本金融史第1巻』、東洋経済新報社、1958、PP47-49
- 16)杉浦宣彦・徐照錫、「韓国における電子金融法制」、金融庁金融研究研修センターDP、2006、PP41-42
- 17)J.ヒックス、『貨幣論』、江沢太一・鬼木甫訳、東洋経済新報社、1972、P6
- 18)F.Capie, "E-barter versus fiat money: Will central banks Survive?",BOE,2003, PP10-11
- 19)C.Goodhart,"Can central banking survive the IT revolution?", International Finance,2000,P189